令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について

1提出要件

- ① **令和8年1月1日現在、生活の本拠地が大津町である従業員**の給与支払報告書を、 税務課あてにご提出ください。他の市区町村あての報告書が混じらないようにご注意ください。
- ② 他の市町村に住民登録を残したまま大津町で日々の生活を営まれている場合には、「大津町が生活の本拠地」となりますので、そこに住所があるものとして、課税されることになります。よって、該当する従業員がいる場合、給与支払報告書は、大津町の住所を記載し、大津町へ提出してください。
 - ・根拠法令 地方税法第 294 条第 3 項 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を 有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、そ の者に市町村民税を課することができる
 - ※課税地の判定については、町ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
- ③ 12月末までに退職された従業員や、短期アルバイトなど**年末調整が不要な方も給与 支払報告書の提出は必要**ですのでご注意ください。

2提出書類

- ① 総括表(本通知に同封しています)
- ② 給与支払報告書(お近くの税務署で配布しています) 様式のデータが必要な場合は、総務省 HP、大津町 HP 等で取得いただけます。 また、eLTax(エルタックス)により給与支払報告書等を電子申告することができます。
- 3提出後の内容訂正について

当初ご提出された給与支払報告書の内容を訂正される場合は、給与支払報告書を再作成し、 用紙左上に赤字で「訂正分」と明記してご提出ください。

4提出期限

令和8年2月2日(月曜日) まで

5提出先・問い合わせ先

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 大津町役場 住民生活部 税務課 住民税係 TEL 096-293-3117

6 その他

外国人の従業員が、給与支払報告書提出後に国外転出される場合は、該当者の納税管理人 申告書の提出のご協力をお願いいたします。

給与支払報告書の記入について

1提出に際しての注意事項

- ① 受給者氏名、フリガナ、生年月日、住所(1月1日現在の生活の本拠地)、本人・控除対象配 偶者及び扶養親族の個人番号を必ずご記入ください。
- ② 住宅借入金額等特別控除の内訳、生命保険料の金額の内訳については、記載誤り・記載漏れが 生じやすい項目ですので、特にご注意ください。
- ③ 提出の際は、**総括表→特徴給報→普徴申請書→普徴給報**の順で、クリップ等で綴じて提出してください。(ホッチキス止め・のり付けは、お止めください。)

